

令和2年2月25日

令和2年4月2日（改訂）

令和2年5月13日（再改訂）

令和2年6月9日（再改訂）

山陽学園大学・短期大学 教務部

新型コロナウイルス感染症に関して自宅休養した場合の出欠の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする手順や目安について、文部科学省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定を受けた学校保健安全法上の対応について（令和2年1月28日）」・「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（令和2年2月18日）」及び厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について（令和2年5月8日）」などに基づいて、以下の通り定める。

- 1) 授業（実習を含む）や試験について、発熱等の風邪の症状、吐き気・下痢等の消化器症状、嗅覚味覚障害が見られるときは、無理をせずに自宅等で休養するようにし、教務部に電話で連絡をして下さい（上記の発熱等の風邪の症状などがある状態で登校し、教務部の窓口などに直接申し出ることは控えて下さい）。（実習については、各学科の実習担当者にも電話で連絡をして下さい。）
- 2) なお、以下のいずれかに該当する場合には、「学校保健安全法第19条による出席停止」に基づき、教務部等から学内感染及び感染拡大防止のために出席停止の措置を受けた場合には、欠席としては扱わないので、治癒した後に、「欠席届」を教務部に提出してください。なお、③の場合のみ、「本学所定の治癒証明書」を添付して下さい（本学所定の治癒証明書は、本学のホームページからダウンロード可能です）。

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱（概ね38℃以上）等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 上記①以外の方で、発熱（平熱より概ね1℃以上高い、あるいは概ね37.5℃以上）や咳などの比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合
- ③ 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
（上記①②及び、消化器症状、嗅覚味覚障害がある場合は、帰国者・接触者相談センター（岡山市保健所：086-803-1360）に各自で連絡し、指示に従ってください。）

なお、文部科学省事務連絡「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日）」において、「感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登校していた場合には、学校の設置者は、学校保健安全法第20条に基づく学校の一部又は全部の臨時休業を速やかに行うこと。」との連絡が行われています。発熱等の風邪の症状などがある場合には、無理をせずに自宅等で休養するようにし、教務部に電話で連絡をして下さい。